

一般社団法人社会情報学会表彰規則

2012年12月15日

制定

(目的)

第1条 この規則は、社会情報学会（以下「本学会」という。）が行う表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

第2条 本学会が行う表彰は、次の各号に定めるものとする。

一 学会功労賞

学会の発展に著しく功労のあった者につき表彰する。

二 社会貢献賞

社会情報に関するシステムや制度についての斬新な発想、啓発、普及、導入、実施における優れた貢献につき表彰する。

三 国際貢献賞

社会情報に関して国際的に優れた貢献につき表彰する。

四 優秀文献賞

著書、翻訳、論文等で、社会情報関係諸学の発展に特に貢献のあったと認められる文献につき表彰する。なお、文献の公表時期は当該表彰を行う前年度または前前年度とし、自薦を可とする。

五 優秀論文賞

本学会の学会誌に掲載された論文で、社会情報学の発展に寄与すると認められる論文につき表彰する。なお、論文の公表時期は当該表彰を行う前年度とする。

六 論文奨励賞

本学会の学会誌に掲載された論文で、著者が掲載時40歳未満または大学院在学時の論文のうち、社会情報に関する研究として優秀であり、関係諸学の発展に寄与すると認められる論文につき表彰する。なお、論文の刊行時期は当該表彰を行う前年度とする。

七 大学院学位論文賞

修士論文ないし博士論文で、社会情報に関する研究として優秀と認められる論文につき表彰する。なお、学位認定の時期は当該表彰を行う前年度とする。推薦者は、学位論文主査、指導教員、またはこれらに準ずる正会員とする。

八 研究発表優秀賞

学会大会における研究発表につき、社会情報に関する研究として優秀と認められる研究発表につき表彰する。

2 選考の結果、該当するものがあつた場合に表彰を行う。

(表彰者の選考)

第3条 表彰該当者の選考は、一般社団法人社会情報学会委員会規則第2条に規定する表彰委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会は、前条第1項第1号に規定する学会功労賞に関して、理事会に、選考を委任することができる。

3 委員会は、前条第1項第8号に規定する研究発表優秀賞に関して、学会大会実行委員会等に、選考を委任することができる。

4 会長は、委員会の推薦に基づき、理事会の議を経て、表彰者を決定する。

(表彰の実施)

第4条 表彰は、学会大会において、会長が行う。

2 表彰の方法については、別表第1に掲げるところによる。

(規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議によって行う。

附 則

1. この規則は、2012年4月1日に遡及して施行する。

附 則

1. この規則は、2018年4月14日に施行する。